

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。